

盛岡市屋外広告物条例

Q & A

景観政策課
令和2年4月

目 次

1 屋外広告物法

- (1) 屋外広告物の定義について 1
- (2) 屋外広告業の定義について 2

2 屋外広告物条例

- (1) 自家用広告物等について 3
- (2) 管理用広告物について 4
- (3) 禁止物件等について 4
- (4) 国又は地方公共団体の範囲について 5
- (5) 区域区分について 5
- (6) 適用除外について 6
- (7) 屋外広告業の登録 8
- (8) 手数料について 8
- (9) 経過措置について 9

3 屋外広告物条例施行規則

- (1) 広告物種類について 11
- (2) 許可基準について（共通事項） 17
- (3) 許可基準について（目的別） 25
- (4) 許可基準について（種類別） 30

4 告示

- (1) 公共目的の広告物について 36

5 その他

- (1) 申請手続について 37
- (2) 許可期間について 38
- (3) 変更許可について 38
- (4) 屋外広告業登録申請について 38

1 屋外広告物法

(1) 屋外広告物の定義について

① 飲食店等で夜間のみ店頭を設置する立看板も屋外広告物に該当するか。

一日のうち数時間のみ屋外で公衆に表示されるものも屋外広告物に該当します。

② 企業等のコーポレートカラーを表示する場合、これは屋外広告物に該当するか。

コーポレートカラーのみの表示は、一定の観念、イメージ等が表示されているとはいえ、屋外広告物には該当しません。ただし、文字や写真等と一体となって表示する場合はコーポレートカラーも含めて屋外広告物に該当することがあります。

③ 理髪店等の青、赤、白の表示は屋外広告物に該当するか。

企業等のコーポレートカラー同様に色のみの表示は、屋外広告物には該当しません。ただし、文字や写真等と一体となって表示した場合は、屋外広告物に該当することがあります。

④ 屋外広告物の表示内容を白色等で塗りつぶした場合、屋外広告物に該当するか。

白色等で塗りつぶした場合、一定の観念、イメージ等が表示されているとはいえ、屋外広告物には該当しません。ただし、塗りつぶしたあとに、「貸看板」や「広告募集」等の表示がある場合は屋外広告物に該当します。

⑤ サーチライト等で上空や建築物の壁面をライトアップする場合、これは屋外広告物に該当するか。

ライトアップのみでは、一定の観念、イメージ等が表示されているとはいえ、屋外広告物には該当しません。ただし、建築物の壁面等へ光により文字や映像等を投影するような場合は屋外広告物に該当します。

また、屋外広告物を照らす照明器具は、屋外広告物と一体のものとして屋外広告物条例の規制の対象となります。

⑥ 電光ニュース板等の営利を目的としないものも屋外広告物に該当するか。

屋外広告物法における屋外広告物には、営利を目的とする商業広告だけでなく、非営利的なものも含まれます。よって、電光ニュース板等の営利を目的としないものも、屋外広告物に該当します。

⑦ 周囲の道路等から見えない広告物は屋外広告物に該当するか。

周囲の道路等から見えない場合であっても、そこが一般公共の用に供される場所であれば屋外広告物に該当します。ただし、そこが閉鎖的な場所であり、一般の人が自由に入出入りできない場所であれば、「公衆に表示」されているとはいえ、屋外広告物には該当しません。

⑧ 道路標識は屋外広告物に該当するか。

屋外広告物に該当します。ただし、盛岡市では、法令の規定により表示又は設置する広告物については、許可や届出が不要な広告物としています。

(2) 屋外広告業の定義について

① 広告主と施工業者との仲介を行う広告代理店や広告物のデザインのみを行うデザイン事務所等の場合、屋外広告業に該当するか。

屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は設置を行う営業のことをいい、仲介やデザインのみを行う場合は屋外広告業には該当しません。ただし、直接設置を行わない場合でも、設置工事等を下請けに出すなど、屋外広告物の表示又は設置を含めて請け負うような場合は屋外広告業に該当します。

② 自家用広告物の設置を自ら行う場合、屋外広告業に該当するか。

自家用広告物の設置を自ら行う場合は、屋外広告物の表示又は設置を行う営業とはいえ、屋外広告業には該当しません。

③ 屋外広告物の管理のみを請け負う場合、屋外広告業に該当するか。

屋外広告物の管理のみを行う場合は、屋外広告業には該当しません。

2 屋外広告物条例

(1) 自家用広告物について

- ① 事業所等を伴わない、単なる自己の所有地へ設置された広告物は自家用広告物に該当するか。

自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物をいい、事業所等を伴わない単なる所有地への設置は自家用広告物には該当しません。

- ② 社員寮や社宅等への広告物の表示は自家用広告物に該当するか。

事業所等ではない社員寮等は、事業所等を伴わない単なる所有地への設置と同じであり、自家用広告物には該当しません。

- ③ 事業所と駐車場の間に道路がある場合や事業所から離れた場所に駐車場がある場合、その駐車場へ設置された広告物は自家用広告物に該当するか。

事業所等を伴わない単なる所有地への設置は自家用広告物には該当しません。ただし、敷地や道路の状況などにより、一体的な利用が図られていると判断される場合は自家用広告物に該当することがあります。

- ④ 事業所等を伴わない、「売地」、「マンション建設予定地（入居者募集中）」、「月極駐車場（空きあり）」などの広告物は自家用広告物に該当するか。

事業所等を伴わない単なる所有地への設置は自家用広告物には該当しませんが、土地等の販売等のためにその敷地内に設置する広告物で、既に入居者の募集を開始している場合や、その土地の販売を開始している実態がある場合は、自家用広告物に該当します。

ただし、「〇〇建設予定地」とのみ表示する場合や「〇〇所有地」とのみ表示する場合、入居者の募集や販売の実態がない場合など、その土地等の販売等のための表示とは認められない場合は自家用広告物には該当しません。

- ⑤ 商店等で取り扱っている商品名やメーカー名のみを表示しているPR看板は自家用広告物に該当するか。

商品等の単なるPRのみの広告物は一般広告物に該当しますが、商店等で取り扱っている商品名やメーカー名の表示については、その商店等の営業内容を表示するものであり、自家用広告物に該当します。

(2) 管理用広告物について

① 「〇〇建設予定地」や「売地」は管理用広告物に該当するか。

管理用広告物とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物をいい、「〇〇建設予定地」や「売地」等の表示は、建設予定の物件のP Rやその土地を売却するための表示であるため、管理用広告物には該当しません。

② 「駐車場入口」、「P+矢印」、「P」、「駐車場内誘導」は管理用広告物に該当するか。

駐車場の入り口の表示や駐車場への誘導の表示は、管理上の必要に基づき設置されているものではなく、その事業所等へ案内するための表示であるため、管理用広告物には該当しません。

ただし、駐車場内における、「一時停止」や「一方通行」等の駐車場の管理のための表示については、管理用広告物に該当します。

③ 商店等の営業時間の表示は管理用広告物に該当するか。

営業時間の表示は、その商店等の営業の内容を示すものであり、管理上の必要に基づき設置されるものとは認められないため、管理用広告物には該当しません。

④ 「アイドリングストップのお願い」や「駐車場内での事故等には責任を負いません。」等の表示は管理用広告物に該当するか。

上記のみの表示は、管理用広告物に該当します。ただし、一体の広告物の中に、他に営利を目的とした表示など管理のため以外の表示が含まれる場合は、管理用広告物には該当しません。

⑤ トイレのマーク、障がい者専用マーク等のピクトグラムは管理用広告物に該当するか。

トイレのマークや障がい者専用マーク等のみの表示は、管理用広告物に該当します。ただし、一体の広告物の中に、他に営利を目的とした表示など管理のため以外の表示が含まれる場合は、管理用広告物には該当しません。

(3) 禁止物件等について

① 歩道橋は禁止物件になるのか。

橋りょうに含まれるため、禁止物件に該当します。

② トンネル上部の山林等も禁止物件に含まれるのか。

禁止物件のトンネルは、トンネルの構造体及びその周囲で地上権が設定されている範囲を指し、それ以外の部分は禁止物件には含まれません。

(4) 国又は地方公共団体の範囲について

① 「広域行政事務組合」、「一部事務組合」、「指定管理者」、「独立行政法人」、「公社・公団」、「第三セクター」等は国又は地方公共団体に含まれるのか。

国又は地方公共団体とは、国の機関又は地方自治法に定める地方公共団体のことを指し、「広域行政事務組合」や「一部事務組合」は特別地方公共団体であるため、地方公共団体に該当しますが、「指定管理者」、「独立行政法人」、「公社」、「第三セクター」等については、国又は地方公共団体には含まれません。

② イベント等の開催に際し、「〇〇実行委員会」を組織して実施する場合、実行委員会の構成団体に国又は地方公共団体が含まれる場合、これは国又は地方公共団体か。

国又は地方公共団体に該当します。ただし、後援団体や協賛団体のみに国又は地方公共団体が入っている場合は国又は地方公共団体に該当しません。

(5) 区域区分について

① 条例第5条第2項第2号ア（イ）の緑地には、一般住宅の花壇等も含まれるのか。

条例上の緑地は、道路上の植樹帯や花壇、グリーンプロットなど公共的に整備された緑地を指し、一般住宅の花壇等は含まれません。

② 複数の区域が重なった場合はどの区域の基準が適用されるのか。

複数の区域が重なった場合は、該当する全ての区域の基準を満たす必要があります。

③ 複数の区域にまたがる敷地の場合はどの区域区分の基準が適用されるのか。

基本的には、建築物等の敷地ごとではなく、広告物が設置される場所の区域の基準が適用されます。広告物が複数の区域をまたがって設置される場合は、全ての区域の基準を満たす必要があります。ただし、建築物の用途は、敷地の過半の用途地域が適用になることから、建築物利用広告物のうち自家用広告物については、敷地の過半の区域区分の基準を適用します。

(6) 適用除外について

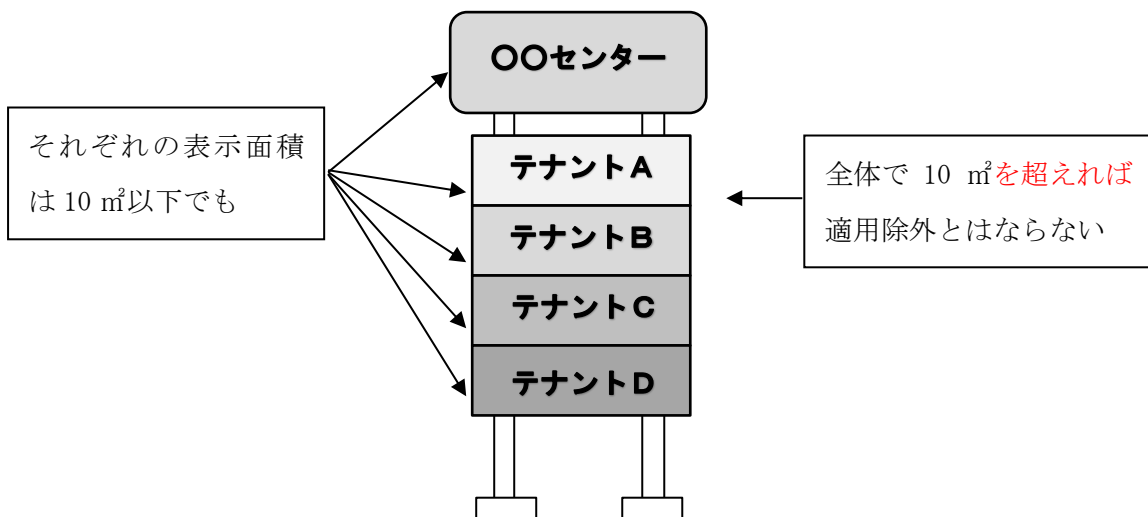
- ① 法に基づき策定された計画等の中で広告物の設置について規定されている場合、これを法令の規定により設置される広告物として適用除外とすることはできるか。(例) 災害対策基本法の規定に基づき策定された盛岡市地域防災計画の中で避難場所等への案内標識の設置について規定されている場合など。)

法令の規定に基づき表示し、又は設置する広告物とは、法や条例、それに基づく政令や規則等に広告物の設置について直接規定されている場合をいい、法に基づき策定された計画等は法令には含みません。したがって、法に基づき策定された計画等の中で広告物の設置について規定されていても、適用除外には該当しません。

- ② ショッピングセンター等の集合看板の場合、テナントごとに適用除外とすることは可能か。

集合看板等のように、複数の事業所等が集合して一体の屋外広告物を設置する場合は、全体で適用除外となるかどうかを判定します。よって、各テナントの表示面積が適用除外となる面積であっても、全体で適用除外となる面積を超えていれば適用除外とはなりません。

また、このような場合、申請者は各テナントではなく集合看板の設置者が申請する必要があります。



- ③ 民間企業等が開催する〇〇フェアや〇〇商談会等は、祭礼に含まれるか。

「祭礼」とは、概ね①宗教上の祭礼、②地域の公共的な団体その他による地域づくりのためのイベント、③その他趣旨や目的等からこれらに類するもの、の3つに分けられます。したがって、民間企業等の〇〇フェアや商談会のようなものは原則として祭礼には含みません。

④ 一時的とはどの程度の期間のことをいうのか。

冠婚葬祭、祭礼の開催期間及び、開催前概ね1週間程度の期間をいいますが、祭礼の規模等により個別に判断します。

⑤ 許可が必要な広告物と適用除外となる広告物が一体となって設置される場合の取扱いはどうなるのか。

許可が必要な広告物と適用除外となる広告物が一体となって設置される場合は、全体で許可が必要な広告物となり、適用除外となる部分も含めて基準を満たす必要があります。

⑥ 適用除外となる広告物についても、高さや面積等を基準に適合させる必要があるか。

許可の規定が適用除外となる広告物は、その許可の基準についても適用になりません。

(7) 屋外広告業の登録

- ① 建設会社等の屋外広告物の設置を主としていない業者が、建築工事と一体となって屋上広告物の構造体のみを設置し、表示については別の屋外広告業者が行う場合、この構造体のみを設置する建設会社等は屋外広告業の登録は必要か。

屋外広告業とは、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業のことをいいます。この場合、屋上広告物の構造体は屋外広告物を掲出する物件にあたり、建設会社はその設置を行っているため、屋外広告業の登録が必要です。

- ② 道路法の規定に基づき設置される道路標識等のみを専門として請け負うなど、条例の適用を除外される広告物みの設置を請け負う場合、屋外広告業の登録は必要か。

適用除外となる広告物であっても、それ自体が屋外広告物であることには変わりなく、適用除外となる屋外広告物の設置のみを専門として請け負う営業の場合でも、屋外広告物の表示又は設置を行う営業となることから、屋外広告業の登録は必要です。

(8) 手数料について

- ① 手数料は申請に係る敷地内の広告物の合計の表示面積で算定するのか、広告物ごとに手数料を算定するのか。

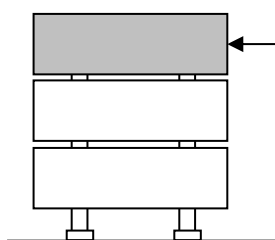
広告物ごとに手数料を算定します。

- ② 変更の際の手数料額は、変更後の全体の表示面積で算定するのか、変更部分のみの面積で算定するのか。

変更後の全体の表示面積で算定します。

- ③ 一体の広告物の一部にのみ照明装置がある場合は、照明装置のある部分と照明装置がない部分とで手数料を別々に算定するのか。

一体の広告物の一部に照明装置がある場合は、全体を照明装置のある広告物として取り扱います。よって、手数料は全体の表示面積で算定した手数料の1.5倍になります。



この部分のみ内照式の広告物であっても、一体の広告物で全て照明ありとして取り扱います。

(9) 経過措置について（平成 24 年 4 月 1 日施行から 10 年間）

- ① 改正前に、禁止地域で 4 個、許可地域で 6 個の案内誘導広告物を設置していた場合、改正後に新たに案内誘導広告物を設置する際は何個設置することが可能か。

改正前に許可を受けていた広告物で改正後の基準に適合しないこととなるものについては、経過措置として改正後も更新許可を受けて表示することが可能です。

案内誘導広告物の場合、改正前に案内誘導広告物として許可を受けていない広告物であっても、案内誘導広告物に該当する表示内容の場合は、改正後は案内誘導広告物に該当します。

(例 1) 建植広告物及び建築物利用広告物の案内誘導広告物の場合

平成 24 年 3 月 31 日まで		平成 24 年 4 月 1 日から	
区域区分	設置状況	区域区分	設置状況
禁止地域	4 個（案内誘導広告物として許可）	第 3 種市街地景観区域以外の区域	案内誘導広告物 4 個
許可地域	8 個（案内誘導広告物の区別なく許可）		案内誘導広告物となるものが 3 個 一般広告物となるものが 2 個
		第 3 種市街地景観区域	3 個（一般広告物）

上記のような場合、改正前に許可を受けて設置していた広告物については経過措置の適用を受けるため、改正後に案内誘導広告物が 6 個以上であっても更新許可を受けて設置することは可能ですが、既に案内誘導広告物が 6 個以上であるため、新たに建植広告物及び建築物利用広告物の案内誘導広告物の設置はできません。

(例 2) 簡易広告物の案内誘導広告物の場合

平成 24 年 3 月 31 日まで		平成 24 年 4 月 1 日から	
区域区分	設置状況	区域区分	設置状況
禁止地域	4 個（案内誘導広告物として許可）	第 2 種市街地景観区域以外の区域及び第 3 種市街地景観区域以外の区域	案内誘導広告物 4 個
許可地域	8 個（案内誘導広告物の区別なく許可）		案内誘導広告物となるものが 3 個 一般広告物となるものが 2 個
		第 2 種市街地景観区域及び第 3 種市街地景観区域	3 個（一般広告物）

上記のような場合、改正前に許可を受けて設置していた広告物については経過措置の適用を受けるため、改正後に案内誘導広告物が 6 個以上であっても、経過措置終了までは、設置することは可能ですが、既に案内誘導広告物が 6 個以上であるため、新たに簡易広告物の案内誘導広告物の設置はできません。

② 建築物利用広告物について、既に改正後の基準に適合しない面積の壁面割合の広告物が設置されている場合、改正後に新たに広告物を設置することは可能か。

改正前の規定により許可を受けていた広告物については、改正後の壁面割合の基準に適合していなくても更新許可を受けて表示することは可能ですが、新たに広告物を設置する場合は改正後の基準に適合させる必要があるため、壁面割合の基準を超えて設置されている壁面へは新たな広告物の設置はできません。

③ 改正前に許可を受けて表示していた広告物で、改正後の基準に適合しなくなった広告物の高さ及び面積を変更せずにその表示内容のみを変更することは可能か。

この経過措置は、改正後の基準に適合しなくなった広告物について、改正後も更新許可を受けて表示又は設置することを認めるものであり、変更について認めるものではありません。よって、表示内容等の変更の際には高さや面積等についても改正後の基準に適合するように改修する必要があります。

3 屋外広告物条例施行規則

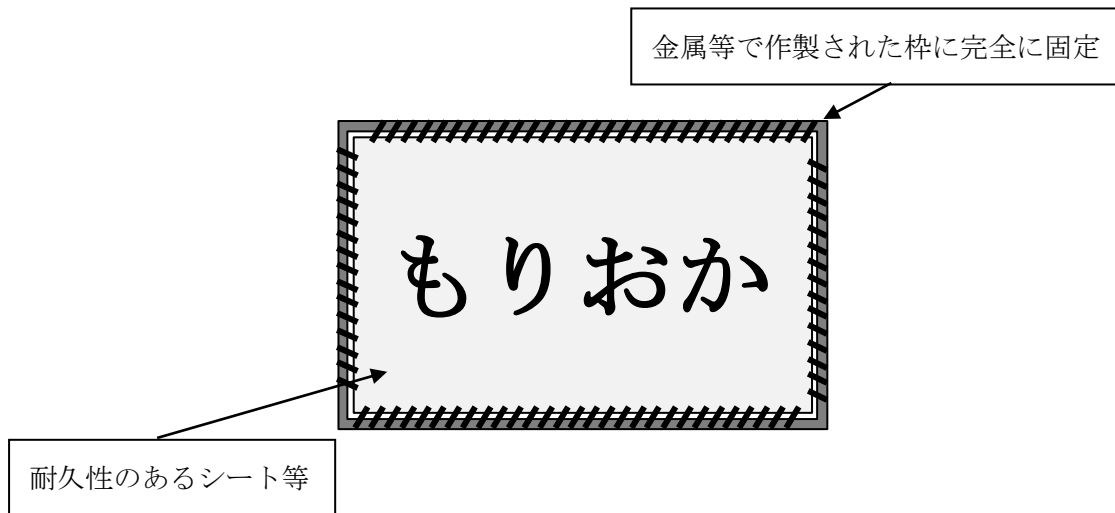
(1) 広告物種類について

- ① 耐久性のあるシート等で作製された広告物を広告幕ではなく広告板として申請することは可能か。

耐久性のあるシート等で作製されたものであっても、「布、網等で作製されたものであって、幕、旗、のぼりその他これらに類する形態のもの」であれば、広告幕に該当します。

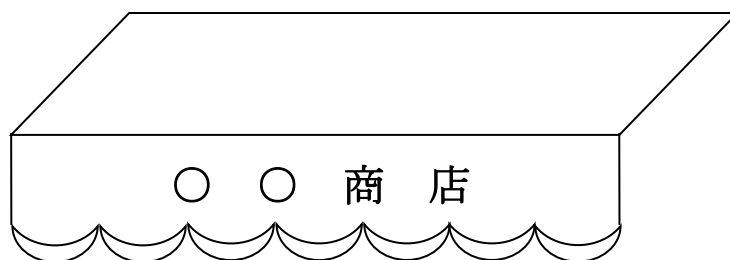
ただし、四周を完全に枠等に固定して壁面に設置するなど、その形態が幕、旗、のぼりその他これらに類する形態ではない場合など、その設置方法によっては、広告板と判断されることがあります。

(広告板と判断される例)



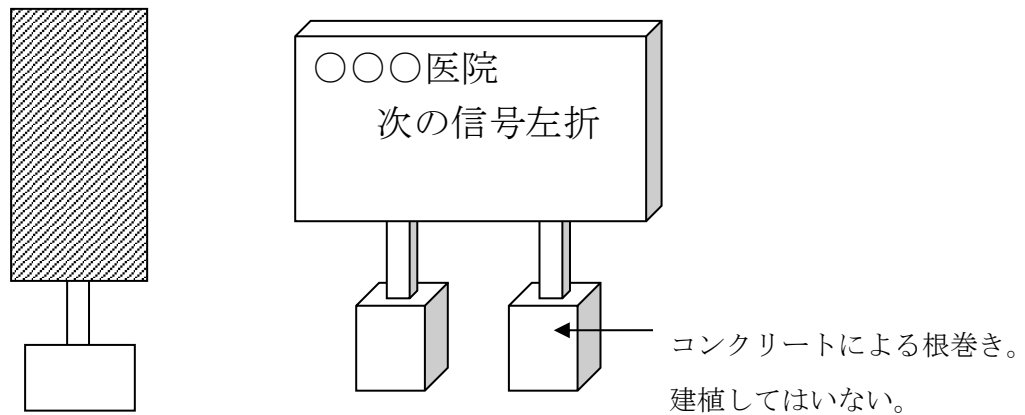
- ② 店舗等で耐久性のあるシート等で設置されたひさし等に表示される広告物の種類は広告幕か広告板か。

店舗等の庇自体は、屋外広告物ではなく建築物の一部であるため、ひさし等の素材がシート等であっても広告板に該当します。



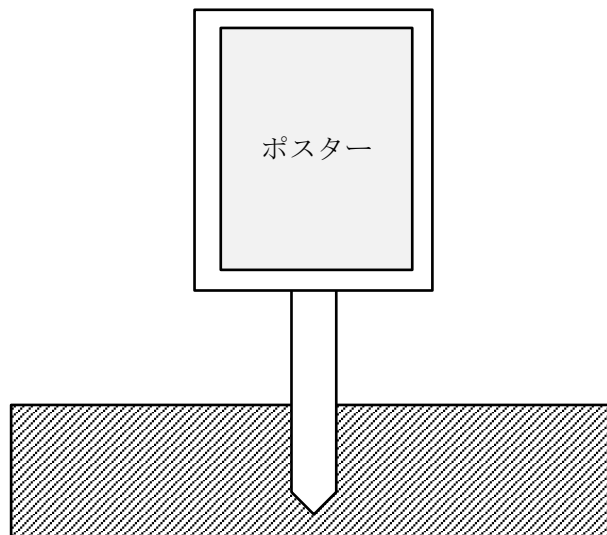
③ 広告物の脚部をコンクリート等で根巻きをし、置いている状態の広告物は建植広告物か。

建植広告物とは、木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって、土地に建植されるものをいい、置いている状態の広告物は建植広告物ではなく立看板に該当します。



④ ベニヤ板にポスターを貼って、脚をつけて地中に突き刺した状態の広告物は立看板か。

土地に建植されているため、建植広告物に該当します。

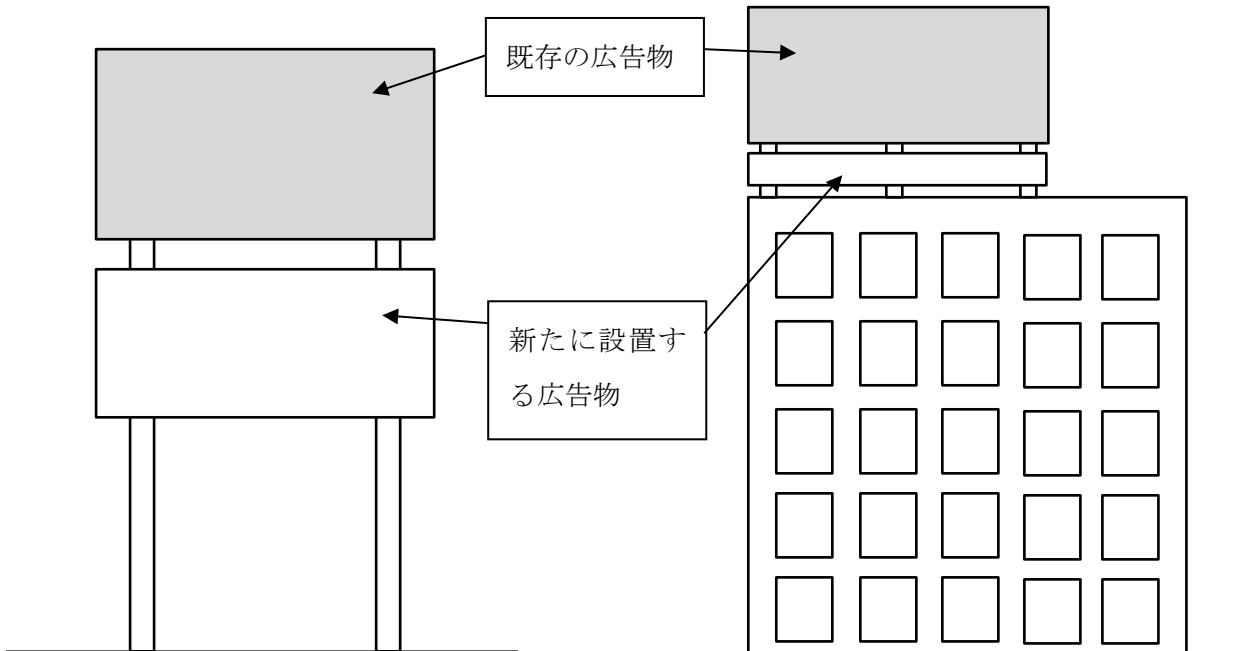


⑤ アドバルーンが建物の屋上に設置される場合、屋上広告物となるのか。

気球を利用して表示するものは、建物の屋上に設置されていてもアドバルーンに該当します。

⑥ 屋上広告物や建植広告物の脚部に新たに広告物を追加する場合、広告板となるか。

一体の広告物となるため、広告板ではなく建植広告物や屋上広告物の変更に該当します。



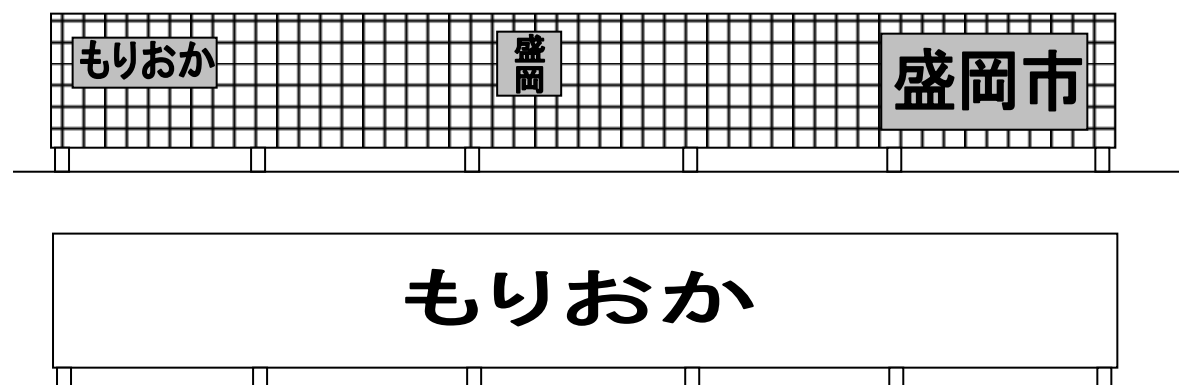
⑦ 動画装置を用いた広告物（電光表示広告物）の具体的な事例は。

LEDビジョン、電光掲示板等、文字や映像を表示し、その内容が変更可能な広告物を指します。ただし、広告物に添加される回転灯やただ単に点滅する照明は含みません。

⑧ フェンス等に設置する広告物は、広告板、建植広告物どちらに該当するのか。

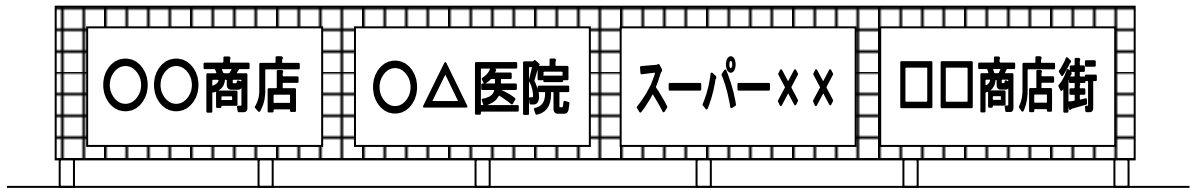
次の図のように、フェンス等の工作物に設置する広告物は広告板に該当します。ただし、フェンスの全面に広告物を表示するなど、広告物の表示を主たる目的として設置されたと判断される工作物については、建植広告物に該当する場合があります。

(広告板と判断される場合)



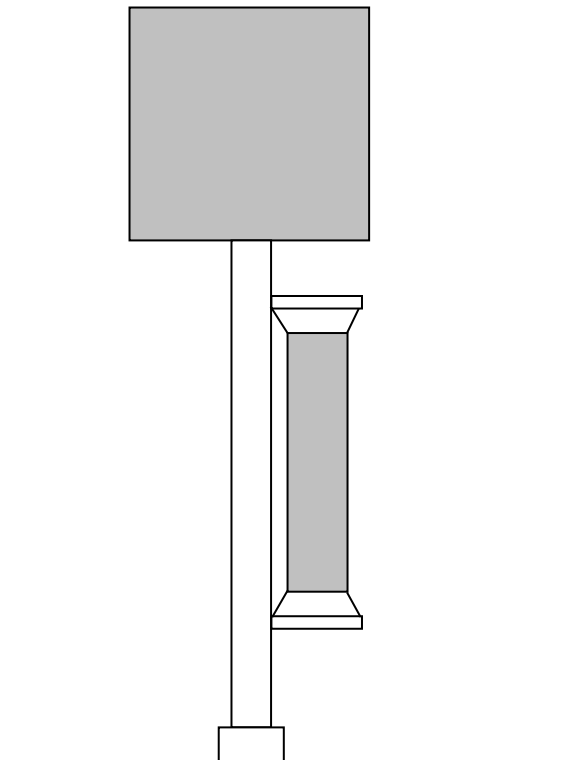
(建植広告物と判断される場合)

次の図のようにフェンスの全面に広告物を表示している場合は、建植広告物に該当します。



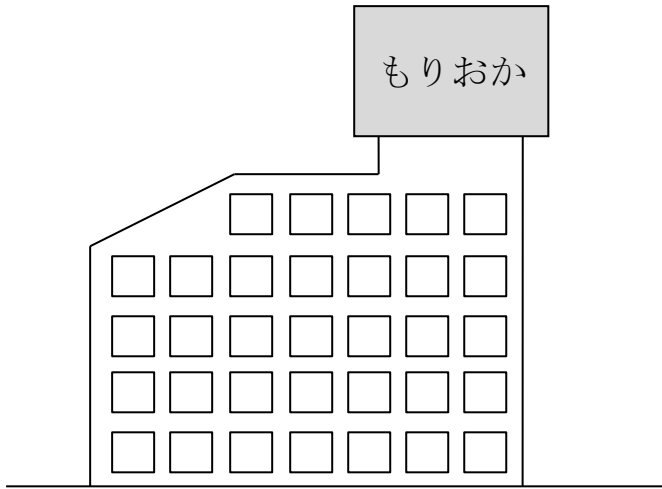
- ⑨ 建植広告物に広告幕を添架する場合、建植広告物と一体で取り扱われるのか、広告幕として別々に取り扱われるのか。

次の図のように建植広告物に広告幕を添架する場合は、一体の広告物として建植広告物に該当します。よって、広告幕も含めた面積が建植広告物の基準を満たす必要があります。



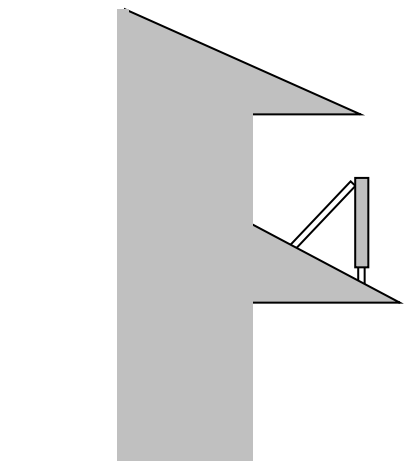
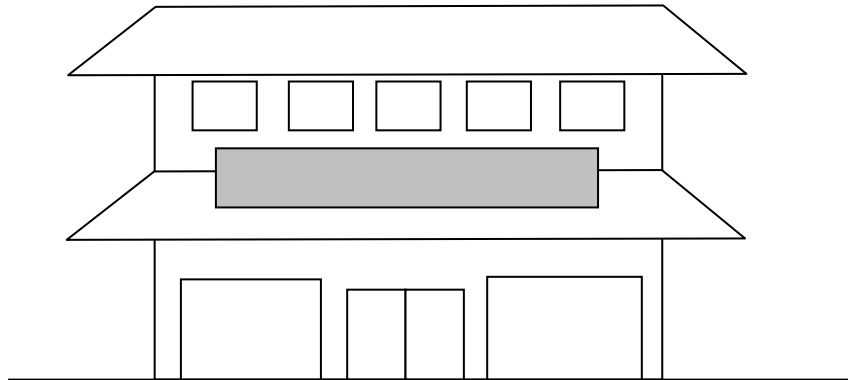
⑩ 建築物の搭屋等の壁面に設置された広告物を屋上広告物とすることはできるか。

屋上広告物とは、建築物の屋上に建植されるものをいい、建築物の壁面に設置されるものは広告板に該当します。



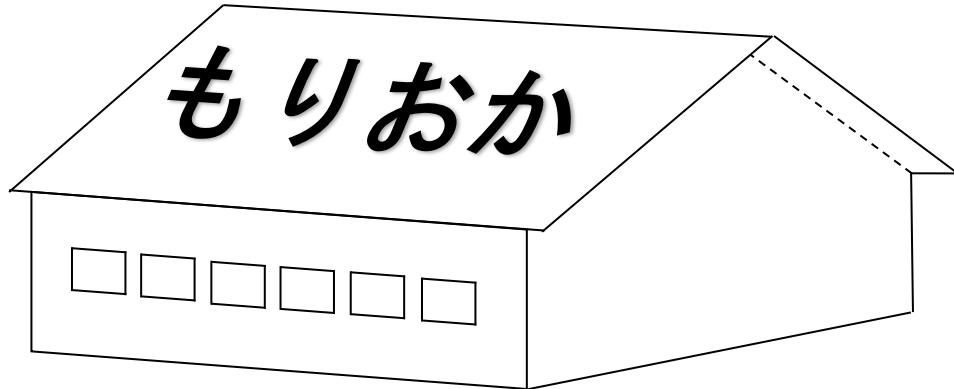
⑪ 建築物のひさしや下屋の部分に設置される広告物は屋上広告物か広告板か。

次の図のように、建築物のひさしや下屋に設置される広告物は屋上広告物に該当します。



⑫ 下図のように屋根に直接塗書きし、表示される広告物は屋上広告物に該当するか。

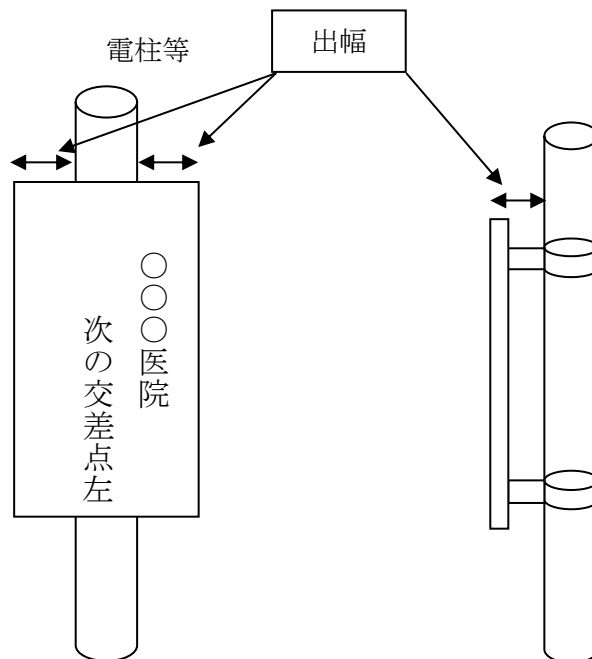
屋上広告物とは建築物の屋上に建植されるものをいい、屋根等に直接表示される広告物は広告板に該当します。



⑬ 下図のように電柱に設置される広告物は、電柱巻付広告物に該当するか。

電柱巻付広告物とは、電柱等に広告物自体が巻き付けられ設置されているものをいい、電柱等から突出している広告物は、電柱そで看板に該当します。

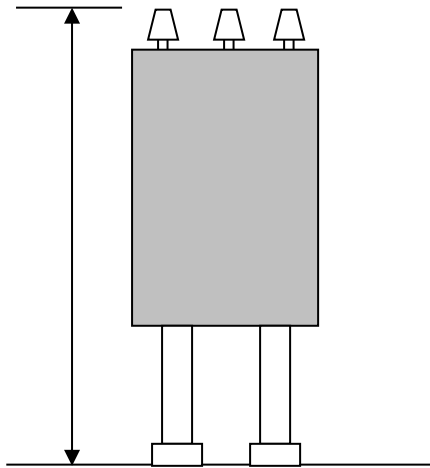
この場合、広告物の出幅は下図の部分すべてが基準を満たす必要があります。



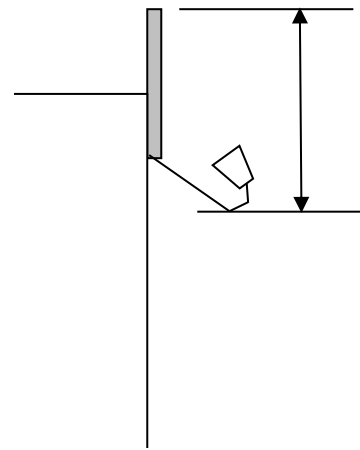
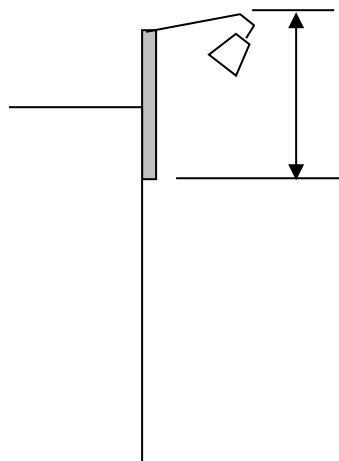
(2) 許可基準について（共通事項）

① 照明装置が設置された広告物の場合、広告物の高さはどこまでか。

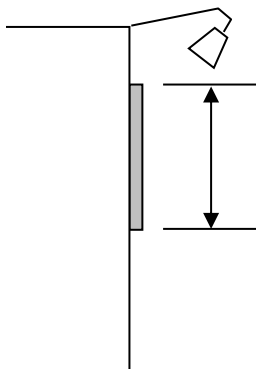
次の図のように広告物と一体となって照明装置が設置される場合は、照明装置も含めた高さを広告物の高さとしします。



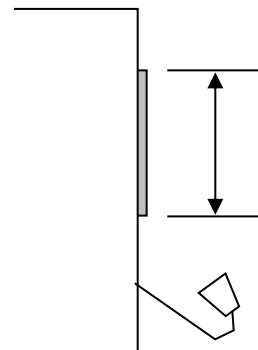
照明装置も広告物の高さに含めます。



次の図のように広告物と別に照明器具が設置される場合は、照明装置は広告物の高さには含めません。ただし、照明が広告物を照らしているため、照明装置のある広告物に該当します。

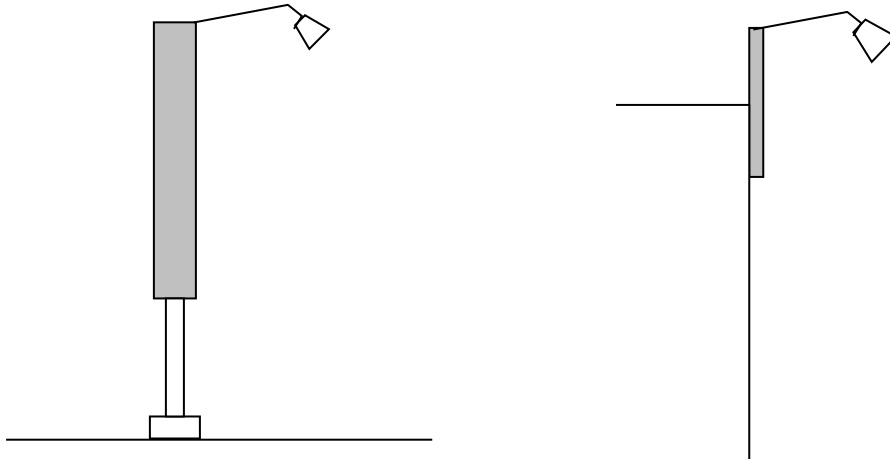


照明装置は広告物の高さに含めません。

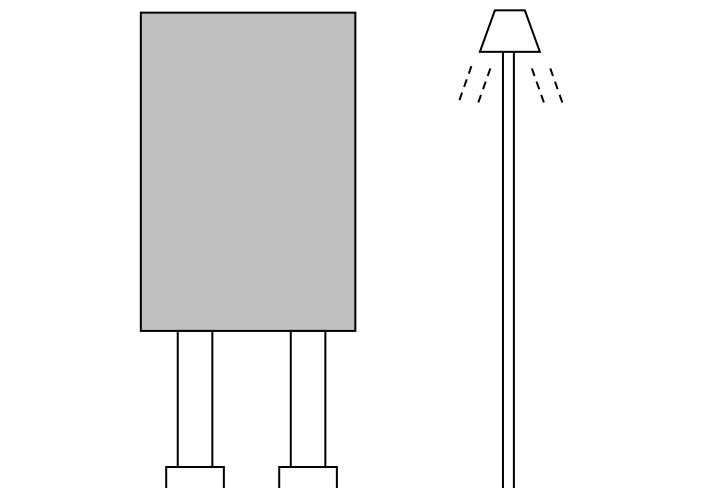


② 駐車場の外灯など、広告物の照明が主たる目的ではない照明装置が設置されている場合、照明装置のある広告物となるか。

次の図のように、駐車場等を照らすことが主たる目的の照明装置であっても、広告物と一体で設置されている場合は、照明装置のある広告物に該当します。



次の図のように、駐車場等を照らすことが主たる目的で広告物とは別に設置されている場合は、基本的には照明装置のある広告物には該当しません。ただし、照明装置の向きや設置位置によっては、広告物を照らすことも目的と判断され、照明装置のある広告物となることがあります。



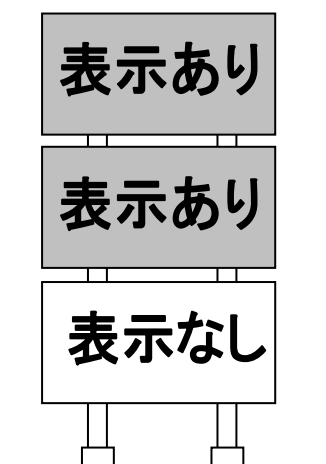
③ 照明の上方への照射とは。

外照式の照明で、広告物への照射角度が水平より上方へ向いている照明を指します。なお、内照式の照明やネオンサイン等は含みません。

④ 広告物の表示のある板面とない板面を一体で設置する場合、広告物の表示のない板面の取扱いはどうなるのか。

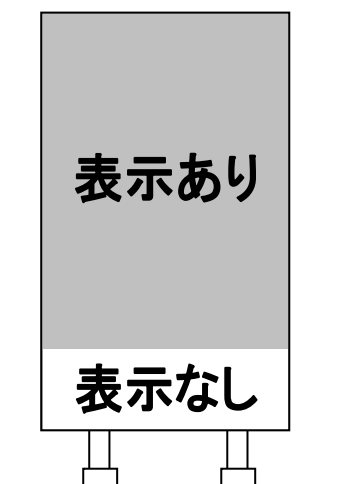
(一体の建植広告物であるが、板面は別々の場合)

次の図のように一体の建植広告物であるが、板面は別々で一部の板面のみ広告物の表示のない場合であっても、投影面積としては、表示のない板面も含めて基準を満たさなければなりません。ただし、申請手数料については、表示のない板面を除外した表示面積で算定します。



(一体の建植広告物であり、板面も一体の場合))

次の図のように一体の建植広告物であり、板面も一体の場合で、板面の一部に広告物の表示がない場合は、投影面積としては、表示のない部分も含めて基準を満たさなければなりません。また、申請手数料については、表示のない部分も含めた面積で算定します。



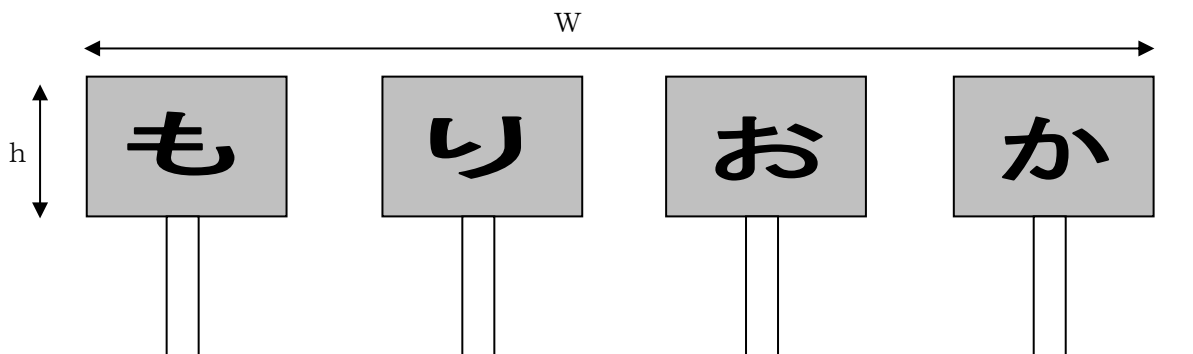
⑤ 複数の広告物で一体の表示をすることは可能か。

次の図のように、複数の広告物で一体の表示をする場合は、一体の広告物として基準を満たしていれば設置することは可能です。

(建植広告物の場合)

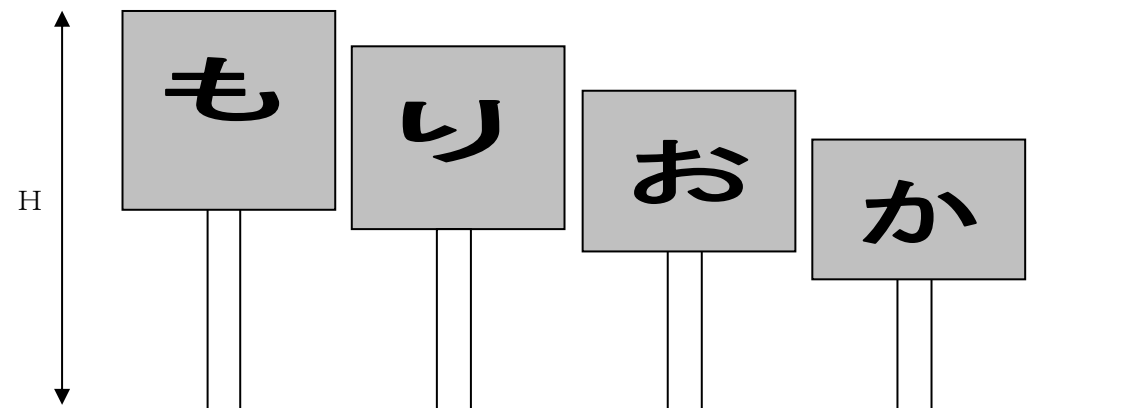
次の図のような場合は一体の広告物に該当します。

面積は、広告物と広告物の間も含めて、 $W \times h$ で算定します。



次の図のような場合は一体の広告物に該当します。

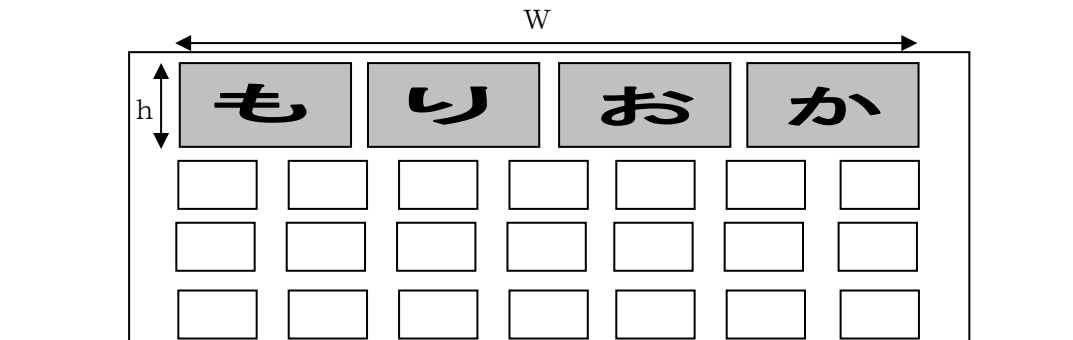
この場合、広告物の高さは、一体として判断される広告物の一番高い部分 (H) です。



(建築物利用広告物の場合)

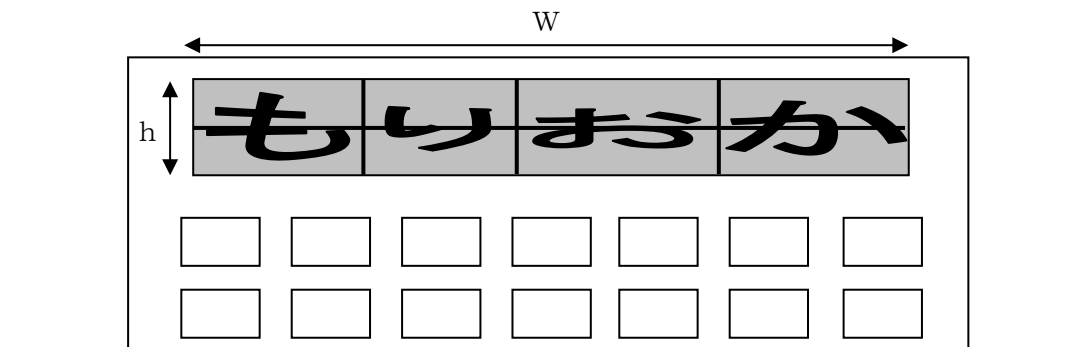
次の図のような場合は一体の広告物に該当します。

面積は、広告物と広告物の間も含めて、 $W \times h$ で算定します。



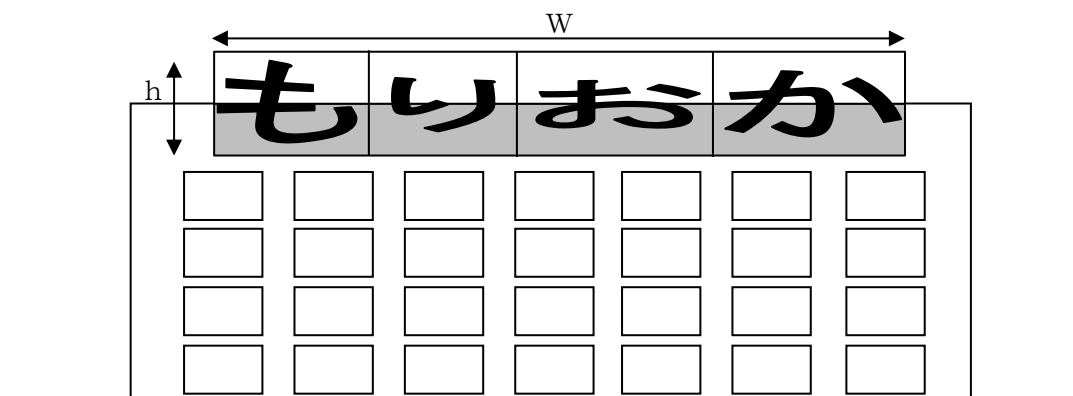
次の図のような場合は一体の広告物に該当します。

面積は、 $W \times h$ で算定します。



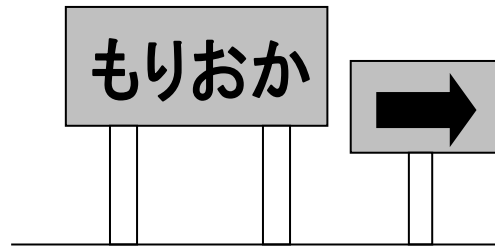
(垂直突出がある広告板の場合)

次の図のように垂直突出がある広告板については、屋上広告物の基準、広告板の基準どちらも満たす必要があります。



(一体の表示内容と判断される例)

次の図のような表示は、一体の表示内容に該当します。



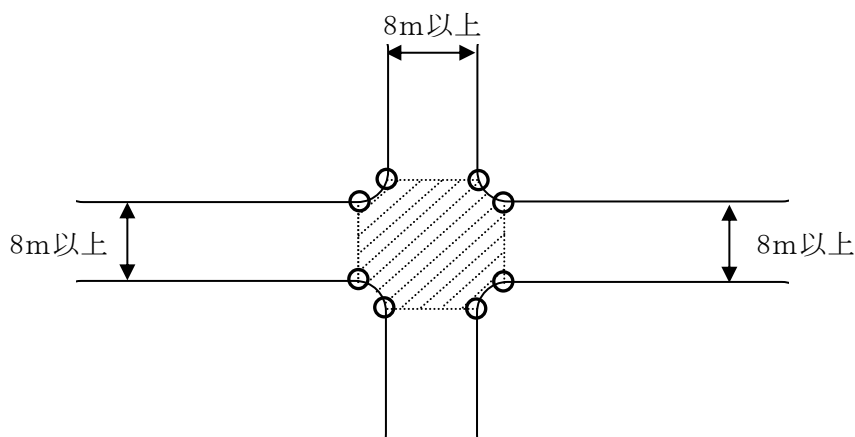
⑥ 主要な交差点からの距離は交差点のどこから計測する必要があるのか。

交差点の側端とは、概ね、隅切りの始端から道路の反対側の側線に垂線を下ろし、これらの垂線と各側線及び隅切り線に囲まれた部分となります。したがって、原則として次の図の斜線部分から10m以上離れている必要があります。

ただし、交差点の形状は道路の状況によって様々であることから、現地の状況等をふまえて判断します。

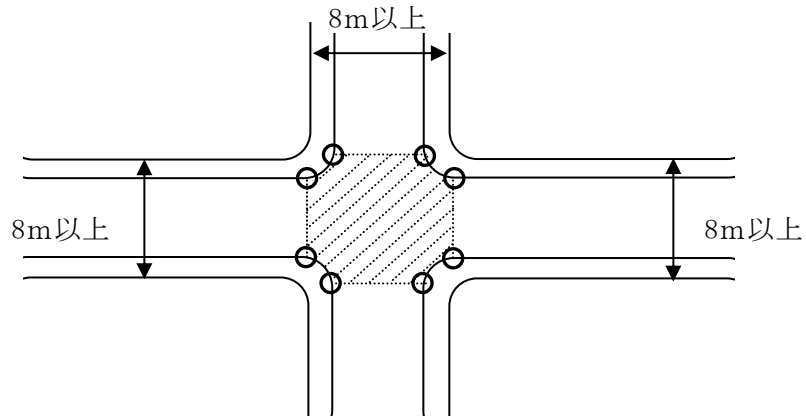
(歩車道の区別がない場合)

道路の幅員には路側帯も含まれます。ただし、法面は含みません。



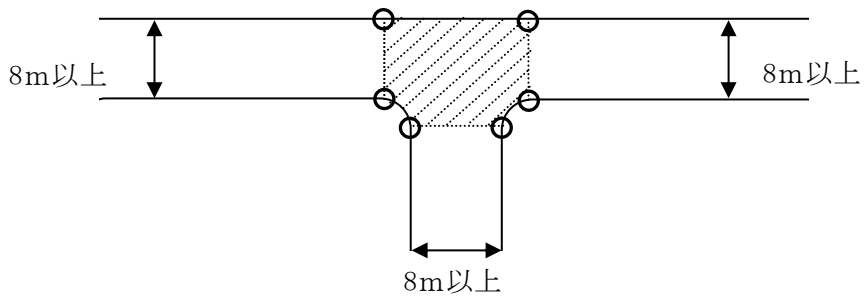
(歩車道の区別がある場合)

道路の幅員は歩道も含めますが、交差点の範囲には歩道は含みません。



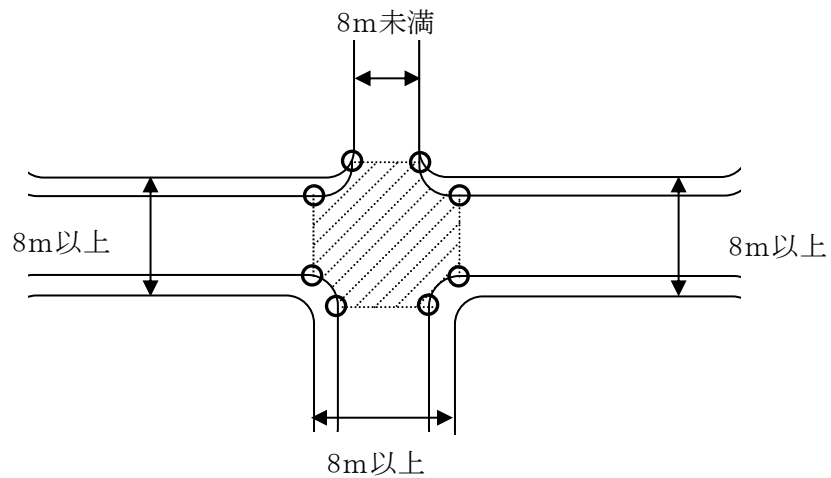
(T字路の場合)

T字路の突き当たりも交差点となります。



(8m未満の幅員の道路がある場合)

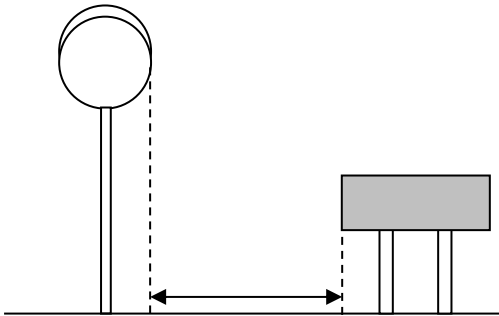
8m以上の道路が相互に交差する三叉路以上の道路が主要な交差点となるので、次の図のような場合も主要な交差点に該当します。



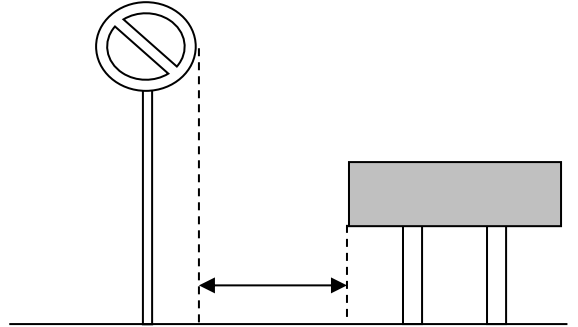
⑦ カーブミラーや信号機、道路標識等と広告物等の距離は、それぞれの部分から測定するの。

柱間の距離ではなく、次の図のように、最も近い部分の水平距離が 10m以上離れている必要があります。

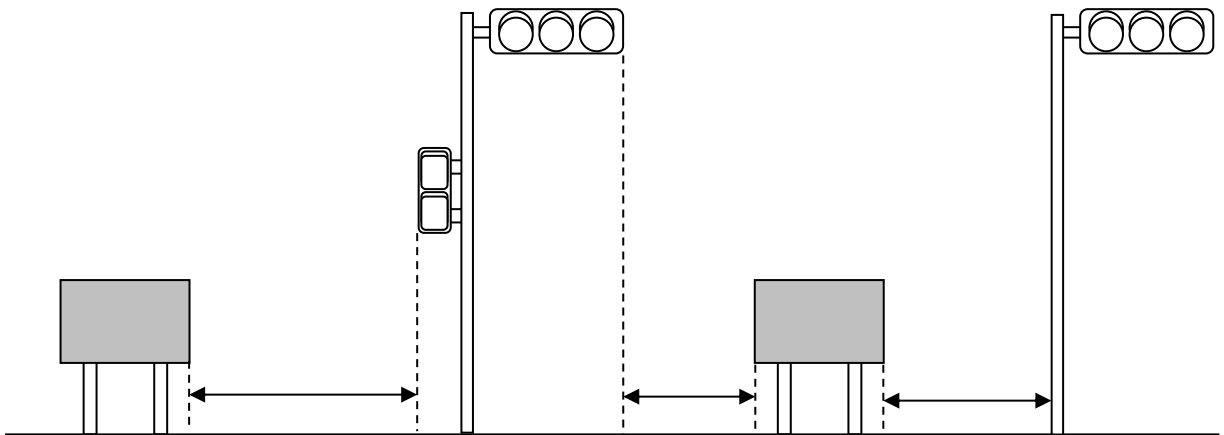
(カーブミラーの場合)



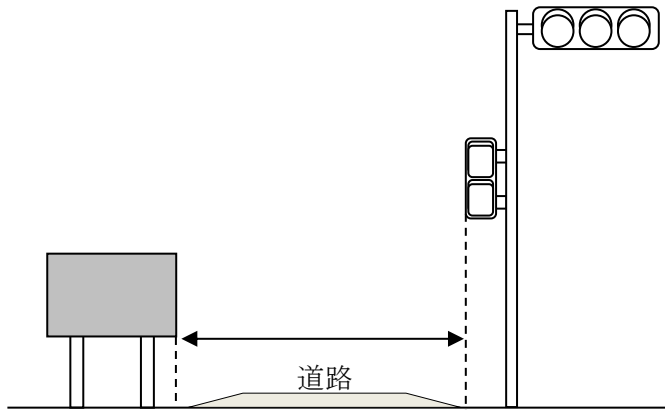
(道路標識の場合)



(信号機の場合)



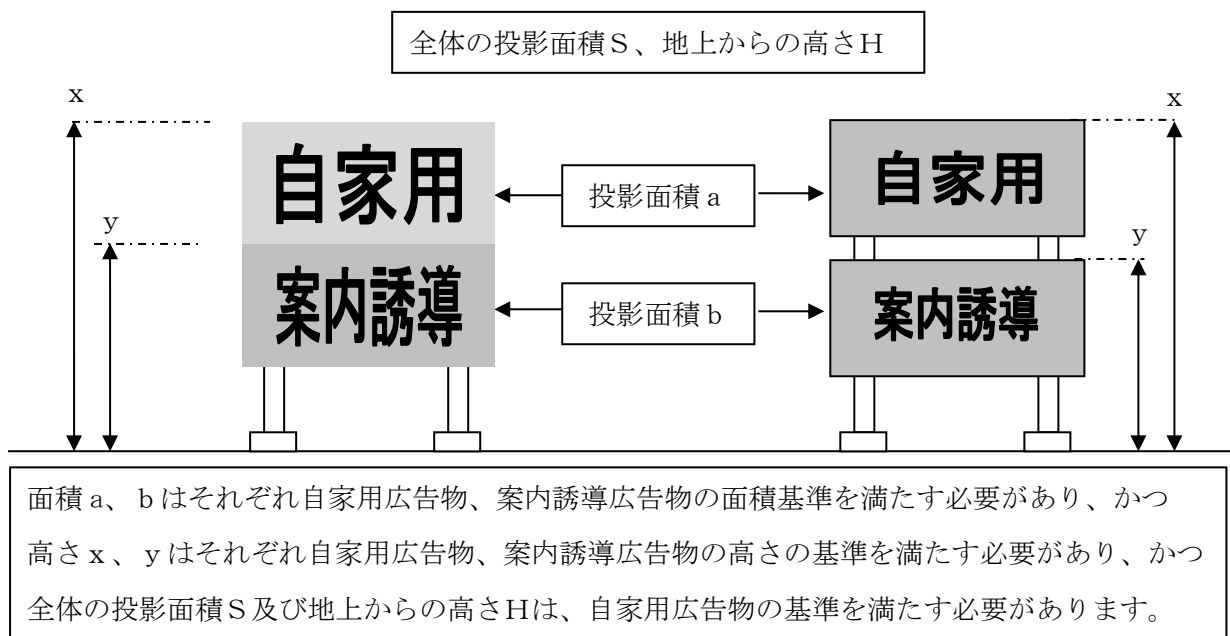
下図のように道路を挟んでカーブミラーや信号機がある場合も 10m以上離す必要があります。



(3) 許可基準について（目的別）

① 一体の広告物に自家用広告物、案内誘導広告物が混在している場合の取扱いは。

次の図のように、一体の広告物の中に異なる種別の広告物を表示する場合、それぞれの表示部分が自家用広告物、案内誘導広告物、一般広告物の基準を満たす必要があり、なおかつ一体の広告物としても自家用広告物の基準を満たす必要があります。



② 案内誘導広告物の表示内容として、矢印や距離の表示が必ずなければならないか。

案内誘導広告物とは、案内対象となる施設等へ誘導可能な表示内容である必要があり、案内誘導広告物となるかどうかの判定は概ね次の表のとおりとします。

表示内容	判定 (※1)
①施設名称のみ	×
②施設名称+住所	×
③施設名称+電話番号	×
④施設名称+住所+電話番号	×
⑤施設名称+距離表示のみ (ここから〇〇km)	×
⑥施設名称+方向指示 (右折、直進、〇〇交差点右折、矢印)	○
⑦施設名称+方向指示+距離表示 (〇〇km先右折、矢印〇〇km)	○
⑧施設名称+地図表示	○
⑨施設名称+目標物 (公共施設 (市役所隣、〇〇交差点そば等))	○
⑩施設名称+目標物 (民間施設) (〇〇病院右折) (〇〇ビル〇階)	× (※2)

※1 判定○は案内誘導広告物。×は案内誘導広告物には取り扱わない。

※2 目標物となる施設が広く万人に周知されていると認められる場合 (駅やバスセンター等) は案内誘導広告物に認められることがあります。

また、案内誘導広告物の表示内容の基準を次のとおりとします。

表示内容		基準
必ず表示しなければならないもの	施設名称 (施設等のマーク・ロゴの使用可)	文字の外郭を囲んだ部分の面積が板面の30%以上であること。
	案内誘導表示 (距離や矢印等)	同上
表示してもよいもの	所在地、電話番号、業種、近隣民間施設等の名称	文字の外郭を囲んだ部分の合計面積が板面の20%以下であること。
表示してはいけないもの	上記以外 (写真、キャラクター、イラスト、キャッチコピー等)	

ただし、電柱巻付広告物など簡易広告物の場合、『施設名称』及び『案内誘導表示 (距離や矢印等)』の大きさの基準は定めませんが、『表示してもよいもの』を表示する場合は、その表示が主たる表示とならない必要があります。

③ 一体の広告物で、表裏が別々の事業所等の案内誘導広告物を設置することは可能か。

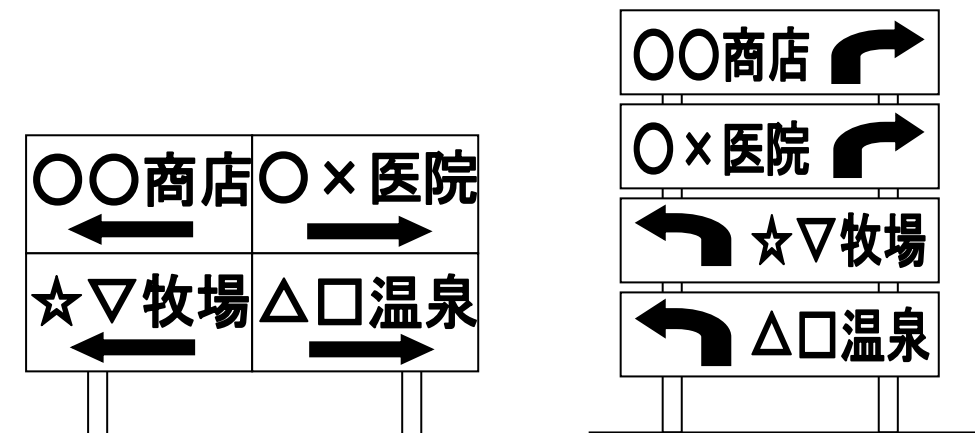
可能です。この場合は、広告物としては一体のものであっても案内誘導広告物の個数としては、それぞれの事業所ごとに1個ずつカウントします。

④ 複数の店舗や営業所を有する事業者の場合、案内誘導広告物の個数は、事業者ごとに6個までか、営業所ごとに6個設置可能か。

営業所ごとに10kmの範囲内で第3種市街地景観区域を除く区域で建植広告物及び建築物利用広告物6個、第3種市街地景観区域及び第2種市街地景観区域を除く区域で簡易広告物6個まで設置できます。

⑤ 集合案内誘導広告物を設置する際の事業所ごとの面積の取扱いについて。

次の図のように、事業所ごとに区切られている場合や、板面が分かれている場合は、区切られた部分又は分かれている板面ごとに面積を算定します。



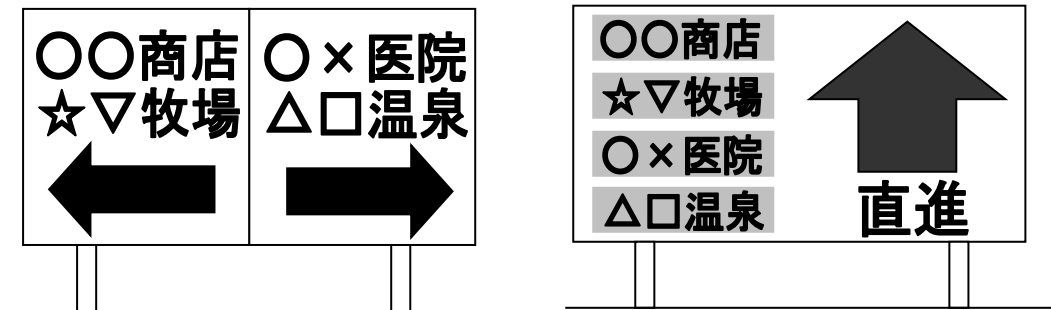
(例1) 集合化前の案内誘導広告物の許可基準が2㎡

4事業所が集合案内誘導広告物を設置する場合

集合化後の基準は1事業所につき、 $2\text{㎡} \times 1.4 = 2.8\text{㎡}$

全体で $2.8\text{㎡} \times 4\text{事業所} = 11.2\text{㎡}$ の案内誘導広告物が設置できます。

次の図のように、事業所ごとに区切られていない場合は、事業所ごとに文字の外郭を囲んだ部分の面積が緩和後の面積基準を満たす必要があり、かつ、全体としても緩和後の合計面積の基準を満たす必要があります。



(例2) 集合化前の案内誘導広告物の許可基準 2 m^2

4 事業所が集合案内誘導広告物を設置する場合

集合化後の基準は1事業所につき、 $2 \text{ m}^2 \times 1.4 = 2.8 \text{ m}^2$

全体で $2.8 \text{ m}^2 \times 4 \text{ 事業所} = 11.2 \text{ m}^2$ の案内誘導広告物が設置できます。

上記の図のような場合は、事業所ごとの表示部分の面積がそれぞれ 2.8 m^2 以下、かつ、全体の投影面積が 11.2 m^2 以下である必要があります。

⑥ 複数のテナントがあるショッピングセンター等が案内誘導広告物を設置する場合、ショッピングセンター及びテナントがそれぞれひとつの事業所として集合広告物を設置できるか。

次の図のように、ショッピングセンターとテナント3店舗の案内誘導広告物の場合は4事業所が集合した案内誘導広告物に該当します。



⑦ 緩和規定を受けて設置された広告物の一部が許可後に滅失になった場合の取扱いはどうなるのか。

許可後に面積や表示内容に変更が生じる場合は、変更の許可申請が必要となりますが、その場合の許可基準は、変更後の内容により面積を算定することとなります。そのため、集合広告物の設置をした後に事業所数が減少した場合は、減少後の事業所数の許可基準に基づいて面積を算定することとなります。

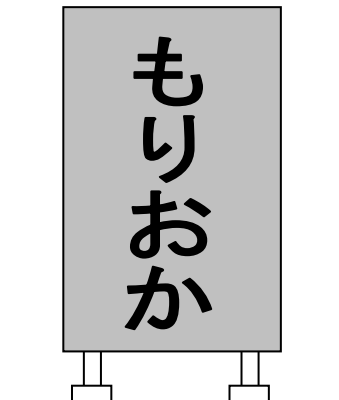
⑧ 国又は地方公共団体及び指定団体が公共目的で広告物を設置する際、協賛企業や後援団体等の民間企業等の名称を表示する場合も公共目的の広告物に該当するのか。

国又は地方公共団体及び指定団体以外の民間企業の表示については、その民間企業のPRも含まれると判断されるため公共目的の広告物には該当しません。

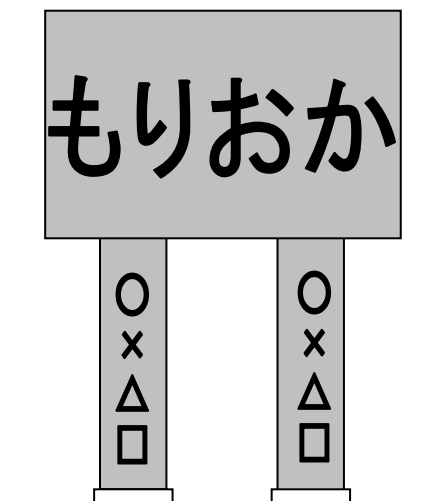
(4) 許可基準について（種類別）

① 建植広告物の投影面積は脚部も含むか。

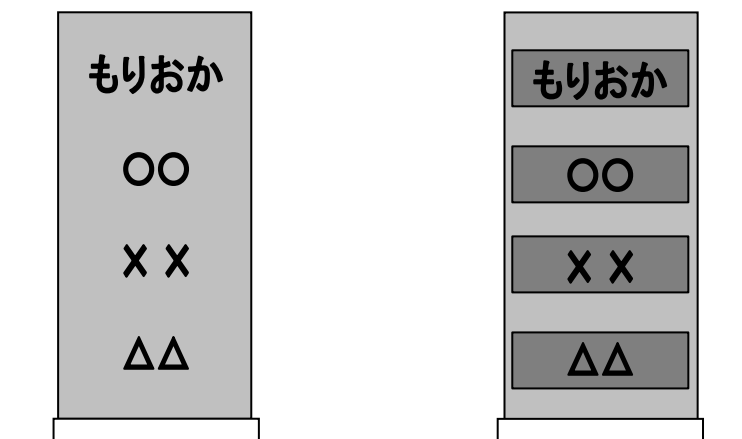
次の図のように、板面と脚部が別の場合は、板面のみを投影面積とします。



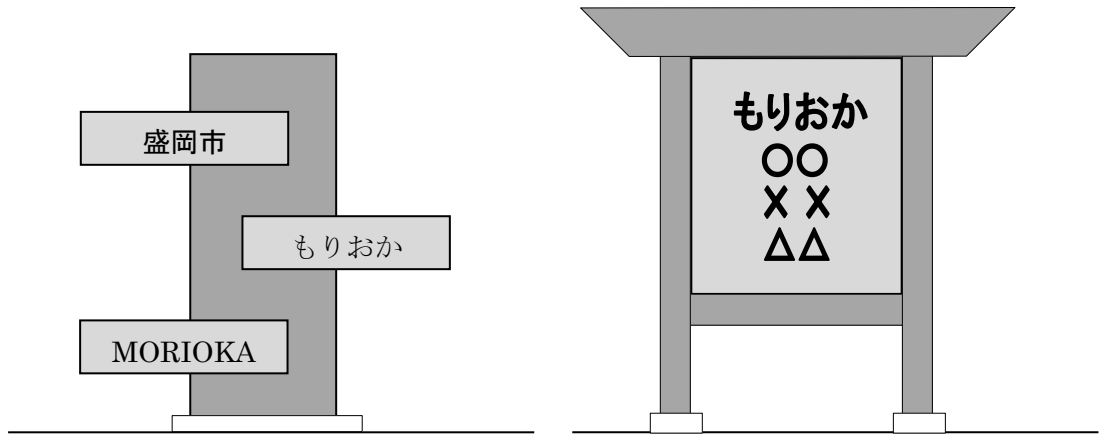
次の図のように、脚部にも広告物を表示する場合は、脚部も投影面積に含めるものとします。（ただし基礎部を除く。）



次の図のように、板面と脚部の区別がなく一体の板面の場合は、広告物の基礎部を除いた部分全てを投影面積とします。



次の図のように、単なる板面の脚部ではなく、一体のデザインの場合は、広告物の基礎部を除いた部分全てを投影面積とします。



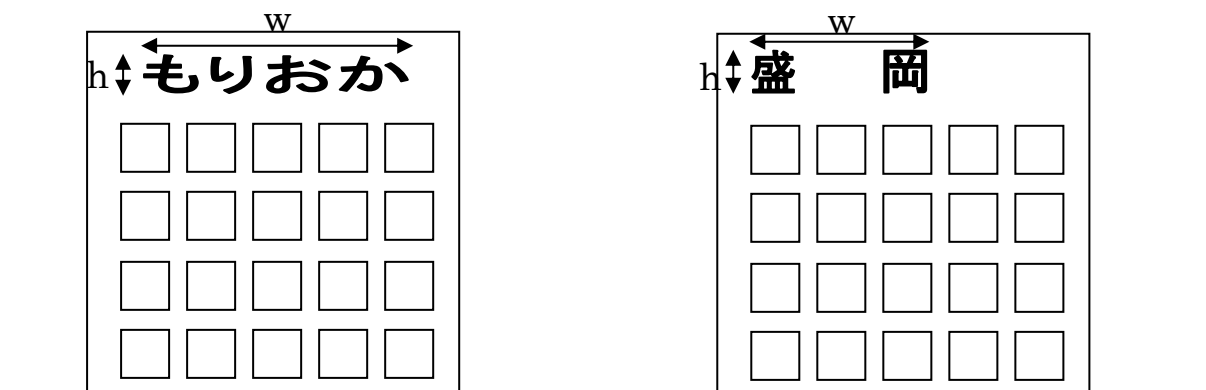
② 建築物の外壁に直接塗り書きして表示する広告物の場合、面積はどの部分で算定するか。

建築物の外壁に直接塗り書きして表示する広告物の場合、表示内容が完結する部分を一単位として面積を算定し、文字等の周囲を異なる色彩で囲っている場合や文字等と一体のデザインで着色していると認められる場合は、その部分も含めた面積で算定します。

(文字等のみ表示されている場合)

次の図のような場合は面積 $S = h \times w$ となります。

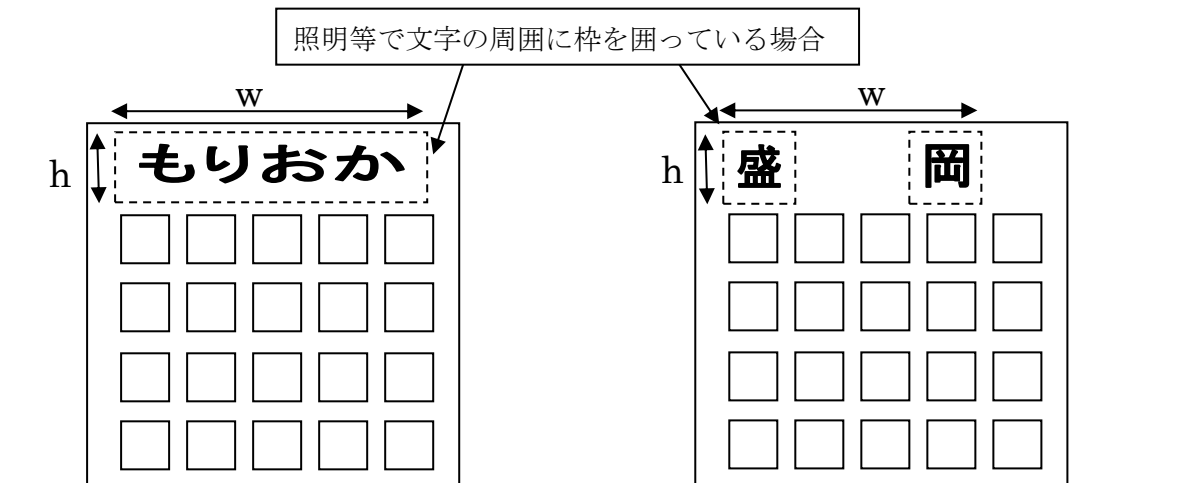
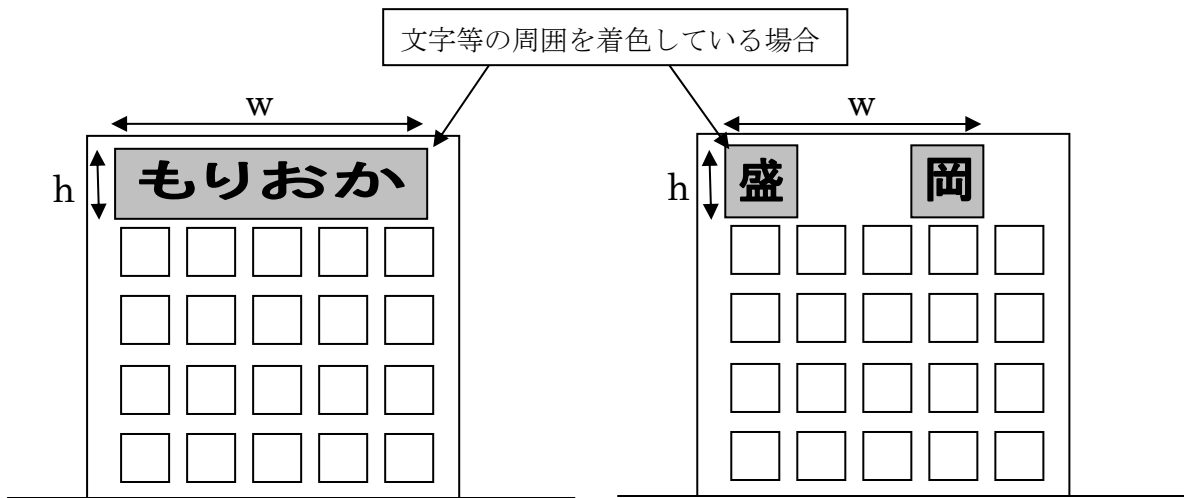
※文字と文字の間隔が広く空いている場合も、表示内容が完結する部分を一単位とします。



(文字等の周囲を囲っている場合)

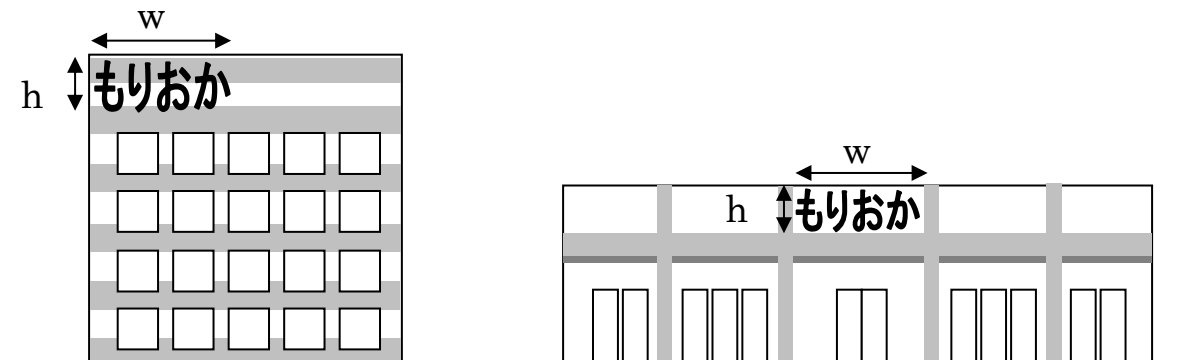
次の図のような場合は面積 $S = h \times w$ となります。

※文字と文字の間隔が広く空いている場合も、表示内容が完結する部分を一単位とします。

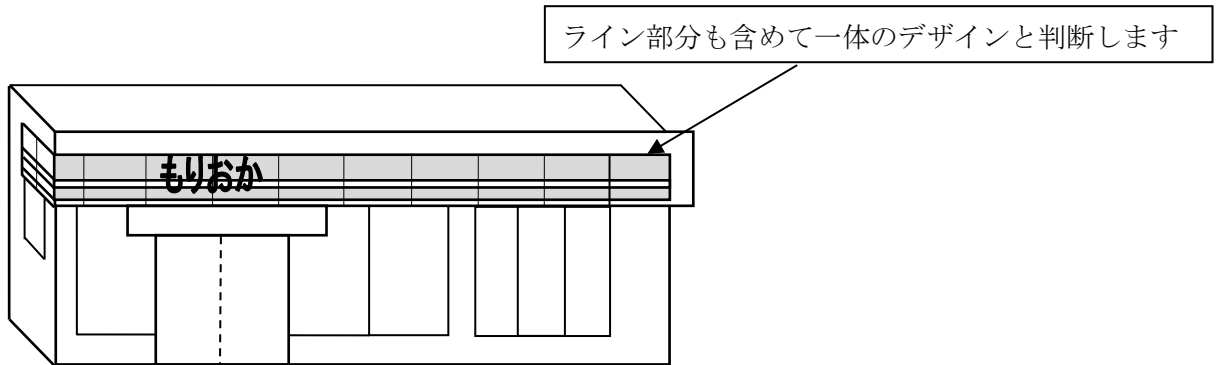


(建築物のデザインとして着色された壁面に表示する場合)

次の図のように、建築物のデザインとして着色された壁面に広告物を表示する場合は、文字部分のみを広告物とします。

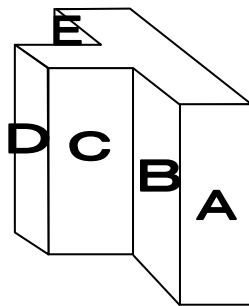


次の図のようにコンビニエンスストア等で文字とラインが一体のデザインであると認められる場合は、その一体と認められる部分を表示面積とします。

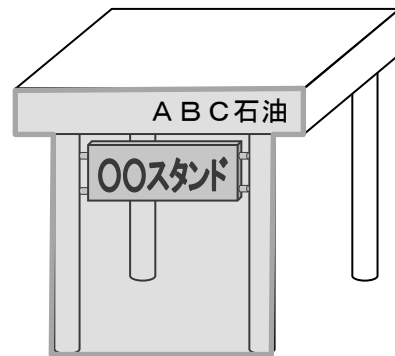


③ 凹凸がある建築物や二段屋根になっている場合、一壁面はどの部分で算定するのか。

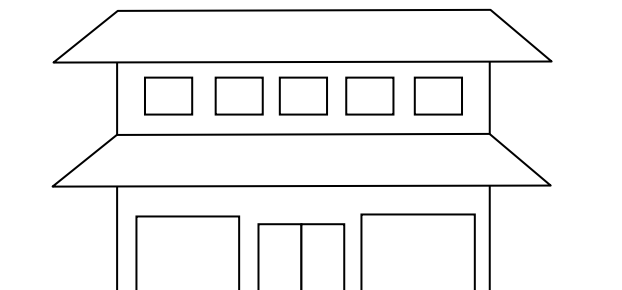
次の図のような建築物の場合は、「AとC」、「BとDとE」はそれぞれ一壁面とします。



次の図のような建築物の場合は、屋根側壁面の広告物も開放部内の広告物も、同一壁面とします。

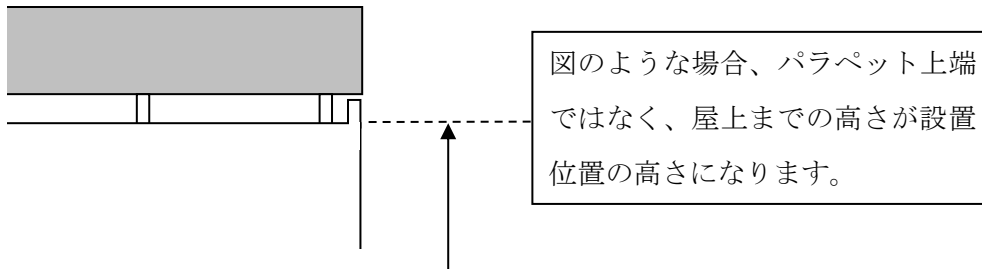


次の図のような二段屋根の建築物の場合は、全体を一壁面として取り扱います。

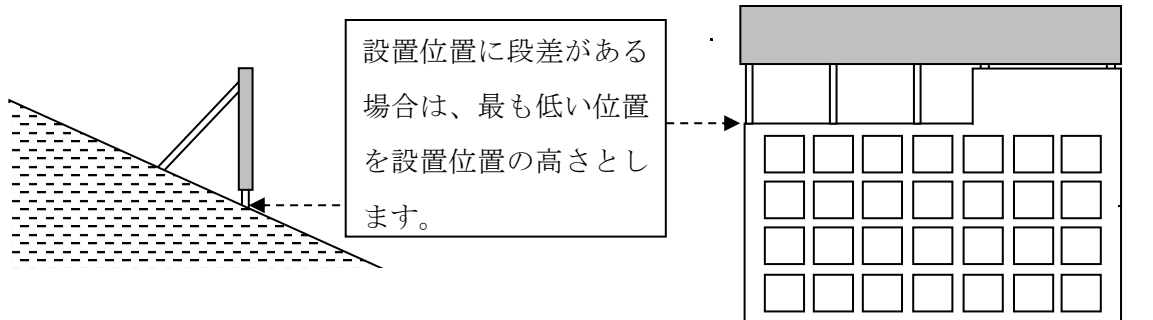


④ 垂直方向への出幅はどの部分からの出幅とするのか。

垂直方向への出幅は、建物高さからの出幅ではなく、設置位置からの出幅です。よって、次の図のような場合は、パラペット上端からの出幅ではなく、屋上面からの出幅となります。



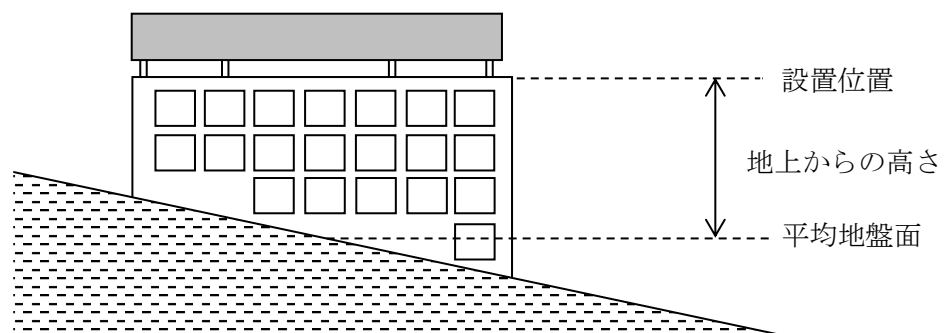
また、次の図のように設置位置の高さが異なる場合は、設置位置の最も低い位置からの出幅とします。



ただし、⑦の場合を除いて、広告物の最上端の高さが、建物の最高の高さを超えない場合は、垂直方向への出幅の基準の適用対象外とします。

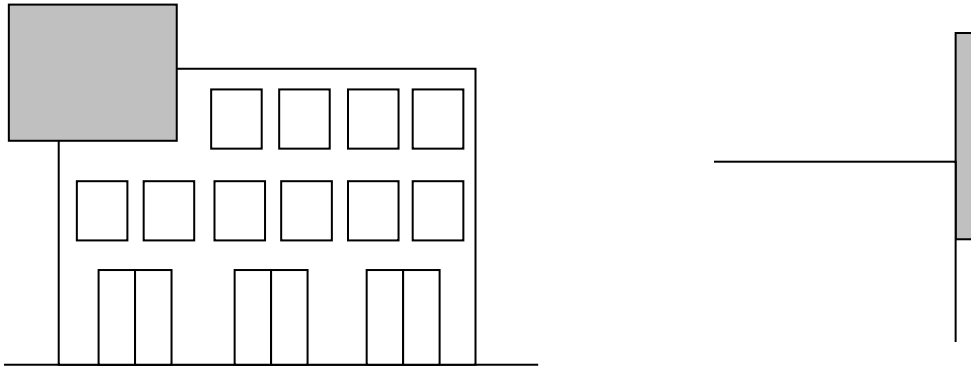
⑤ 建築物の地盤面に高低差がある場合の地上からの高さは、どこからになるのか。

次の図のように、建築物の地盤面に高低差がある場合は、平均地盤面から設置位置までの高さを地上からの高さとしてします。



⑥ 広告板の一部が建築物から突出して設置することは可能か。

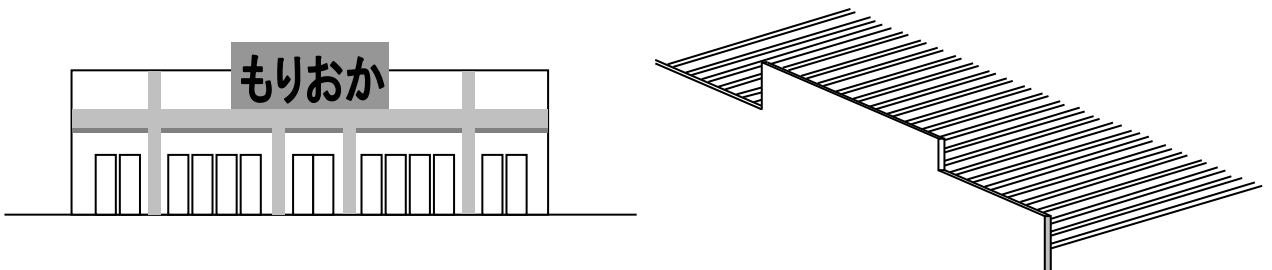
建築物からの水平突出幅、垂直突出高さの基準を満たしていれば設置可能です。



垂直突出のある広告板については、地上から最上端までの高さが、その建物において許可され得る屋上広告物の地上から最上端までの高さ以下に収まる場合は設置可能です。

⑦ パラペットや壁の一部を突出させて広告物を設置した場合、建築物からの突出となるか。

次の図のように建築物の一部を突出させるなど、広告物の設置を主たる目的として建築物の一部を突出させていると認められる場合は、建築物等の壁面であっても建築物等から突出している広告物とする場合があります。



4 告示

(1) 公共目的広告物について

- ① 工事の用に供する広告物に、住宅等の建設地までの案内誘導等の広告物も適用除外となるか。

工事の用に供する広告物のうち、適用除外となる広告物は、あくまで公共的目的で表示又は設置される広告物に限られるため、住宅等の建設地までの案内誘導等のための広告物は、その建設会社や住宅メーカー等のPRが含まれるため公共目的とは認められず、適用除外には該当しません。

5 その他

(1) 申請手続について

① 事前相談に必要な書類は。

広告物の設置場所が分かる案内図（住宅地図程度）、配置図、面積や高さの分かる仕様図、現況写真が必要です。

担当課では、現地及び書類の不備や手数料等について確認し、連絡します。

② 更新申請の際も事前相談が必要か。

当初の許可との変更について確認を要するため、事前相談が必要です。

③ 他の法令等の許可等を要する場合（工作物の確認申請や道路の占用許可など）の手続の順番は。

他の法令等の許可等を要する場合は、他の法令等の許可申請の前までに、事前相談を終えるようにお願いします。また、他の法令による許可等を受けた場合は許可書等の写しを後日提出してください。

④ 複数箇所に設置する広告物を一つの申請書で申請することは可能か。

原則として、一敷地、一申請となりますので、一つの敷地の中で複数個設置する場合は、一つの申請書で申請できますが、複数敷地となる場合は別の申請となります。

⑤ 貸看板の場合、申請者は広告物の貸主か、借主か。

広告物の所有者が申請者となるため、貸看板の場合は貸主が申請者となります。

⑥ 集合広告物の場合、申請はそれぞれが行うのか。

申請はそれぞれではなく、一体の広告物として一つの申請となります。申請者は原則として所有者となります。集合広告物のように複数者が所有者となるような場合は、その中で代表者を定めて申請してください。

(2) 許可期間について

- ① 広告物等の主要構造部等は金属製で一部にのみ木材を使用している場合は金属製、木製どちらになるのか。

屋外広告物は、その性質上屋外で風雨にさらされる状況にあることから、木製の広告物については、その耐久性の点において、金属製のものより短い期間で点検等を要することから許可期間を金属製の広告物より短い許可期間としています。

主要構造部等が金属製であっても、その一部に木材を使用している場合は、その木材の部分が腐食等により公衆へ危害を加えたり、景観を阻害したりするおそれがあることから木製として取り扱います。

(3) 変更許可について

- ① 変更許可を要しない軽易な変更等はどこまでの変更か。

許可を要しない軽易な変更とは、設置位置、表示内容、形状に変更を加えない程度の塗り替え、補強、又は修繕で表示面積の3分の1以下の範囲での意匠変更のことをいいます。

- ② 変更の許可の場合、許可期間は変更許可から3年になるのか。

変更許可は、許可期間の変更ではなく、表示内容、形状、色彩又は意匠等を変更する場合の許可であり、広告物の許可期間は変更にはなりません。

(4) 屋外広告業登録申請について

- ① 市内で営業を行う営業所は、市内になければならないのか。

営業所が市内になくても屋外広告業の登録はできます。また、営業所が市内になくても市内で屋外広告物の設置等を請け負う場合は、屋外広告業の登録が必要になります。

- ② 法人の場合、申請書、誓約書、略歴書の印鑑はそれぞれ誰の印鑑か。

申請書及び誓約書は、法人の代表者印の押印が必要です。

略歴書は、役員又は業務主任者それぞれの個人の印鑑の押印が必要です。